

別表(第7条関係)

利用者負担(保育料)基準額

各月初日の保育児童の属する世帯の階層区分		保育標準時間		保育短時間	
階層区分	定 義	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
第1	生活保護法による被保護世帯等	0 円	0 円	0 円	0 円
第2	第1区分を除き前年度分の市町村民税の額	0 円 (0 円)		0 円 (0 円)	
第3	所得割課税額24,300円未満	9,700 円 (4,850 円)		9,700 円 (4,850 円)	
第4	(9月以降の保育料については現年度)	所得割課税額24,300円以上48,600円未満	19,500 円 (9,750 円)	18,000 円 (9,000 円)	
第5	所得割課税額48,600円以上57,700円未満	22,000 円 (11,000 円)		20,500 円 (10,250 円)	
第6	所得割課税額57,700円以上77,101円未満	25,000 円 (12,500 円)		23,500 円 (11,750 円)	
第7	所得割課税額77,101円以上97,000円未満	30,000 円 (15,000 円)		28,500 円 (14,250 円)	
第8	所得割課税額97,000円以上121,000円未満	34,800 円 (17,400 円)		30,500 円 (15,250 円)	
第9	所得割課税額121,000円以上145,000円未満	39,600 円 (19,800 円)		38,100 円 (19,050 円)	
第10	所得割課税額145,000円以上169,000円未満	44,500 円 (22,250 円)		43,000 円 (21,500 円)	
第11	所得割課税額169,000円以上235,000円未満	53,600 円 (26,800 円)		52,000 円 (26,000 円)	
第12	所得割課税額235,000円以上301,000円未満	57,600 円 (28,800 円)		56,000 円 (28,000 円)	
第13	所得割課税額301,000円以上397,000円未満	60,600 円 (30,300 円)		59,000 円 (29,500 円)	
第14	所得割課税額397,000円以上	80,000 円 (40,000 円)		78,500 円 (39,250 円)	

利用者負担(副食費)基準額

各月初日の保育児童の属する世帯の階層区分			3歳以上児
階層区分	定 義		
第1	生活保護法による被保護世帯等		0 円
第2 -1	第1区分を除き前年度分の市町村民税の額	母子・父子家庭及び在宅障害児(者)のいる世帯	
第2 -2		第2-1区分を除く世帯	
第3 -1	所得割課税額24,300円未満	母子・父子家庭及び在宅障害児(者)のいる世帯	
第3 -2		第3-1区分を除く世帯	
第4 -1	(9月以降の副食費については現年度)	所得割課税額24,300円以上48,600円未満	母子・父子家庭及び在宅障害児(者)のいる世帯
第4 -2		第4-1区分を除く世帯	
第5 -1	所得割課税額48,600円以上57,700円未満	母子・父子家庭及び在宅障害児(者)のいる世帯	
第5 -2		第5-1区分を除く世帯	
第6 -1	所得割課税額57,700円以上77,101円未満	母子・父子家庭及び在宅障害児(者)のいる世帯	
第6 -2		第6-1区分を除く世帯	
第7	所得割課税額77,101円以上97,000円未満		5,100 円
第8	所得割課税額97,000円以上121,000円未満		(2,550 円)
第9	所得割課税額121,000円以上145,000円未満		
第10	所得割課税額145,000円以上169,000円未満		
第11	所得割課税額169,000円以上235,000円未満		
第12	所得割課税額235,000円以上301,000円未満		
第13	所得割課税額301,000円以上397,000円未満		
第14	所得割課税額397,000円以上		

備考

- 1 利用者負担(保育料)基準額の表及び利用者負担(副食費)基準額の表(以下「両表」という。)における「生活保護法による被保護世帯等」とは、次の各号に該当する世帯をいう。
 - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)
 - (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付世帯
 - (3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4に規定する里親の世帯
- 2 利用者負担(副食費)基準額の表における「母子・父子家庭及び在宅障害児(者)のいる世帯」とは、次の各号に該当する世帯をいう。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条2項に規定する配偶者のいない男子で現に児童を扶養しているものの世帯
 - (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者を有する世帯
 - (3) 療養手帳制度について(昭和48年9月27日厚生省発児第146号厚生事務次官通達)別紙「療養手帳制度要綱」に定める療養手帳の交付を受けた者を有する世帯
 - (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を有する世帯
 - (5) 特別児童扶養手当の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金の受給者を有する世帯
- 3 両表における「3歳以上児」及び利用者負担(保育料)基準額の表における「3歳未満児」は、4月初日現在の年齢で判定する。
- 4 両表における()内の額は、保護者等が扶養すべき子のうち年長から数えて第2子(各月初日の当該児童の属する世帯の市町村民税所得割課税額が57,700円以上で、同時に入所する児童が2児に満たない場合を除く。)の利用者負担額とし、保護者等が扶養すべき子のうち年長から数えて第3子以降(各月初日の当該児童の属する世帯の市町村民税所得割課税額が57,700円以上で、同時に入所する児童が3児に満たない場合を除く。)の利用者負担額は零円とする。
- 5 長野県その他の団体若しくは個人等からの利用者負担額に係る補助金若しくは寄付金等(以下、「県補助等」という。)があるときは、両表のうち対象となる利用者負担額から当該県補助等(村が県補助等に合わせて利用者負担額の一部を負担する場合にあっては、当該村負担額との合算額。)を差し引き、その残額をもって利用者負担額とする。
- 6 村からの利用者負担額に係る助成金等(以下「村助成」という。)があるときは、両表のうち対象となる利用者負担額から当該村助成(備考5に規定する県補助等が合わせ交付されるときは、当該県補助等との合算額。)を差し引き、その残額をもって利用者負担額とする。
- 7 次の各号全てに該当する場合に限り、保育料に係る利用者負担額は、利用者負担(保育料)基準額の表の規定に関わらず、次表に掲げる階層区分に応じた利用者負担額とする。この場合においては、第4項の規定を準用するものとする。
 - (1) 第2項に規定する母子・父子家庭及び在宅障害児(者)のいる世帯であること。
 - (2) 各月初日の保育児童の属する世帯の市町村民税所得割課税額が77,101円未満であること。
 - (3) 第5項に規定する県補助等又は第6項に規定する村助成があるときは、利用者負担(保育料)基準額の表のうち対象となる利用者負担額から当該県補助等又は村助成を差し引いても、なおその残額が次表から得た額を超えていること。

利用者負担(母子・父子家庭及び在宅障害児(者)のいる世帯における保育料)基準額

各月初日の保育児童の属する世帯の階層区分		保育標準時間		保育短時間	
階層区分	定 義	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
第2	前年度分の市町村民税非課税世帯	0 円	0 円	0 円	0 円
第3	市町村民税の額	4,800 円		4,800 円	
	(9月以降の保育料については現年度)	(0 円)		(0 円)	
第4	所得割課税額24,300円以上48,600円未満	6,600 円		6,600 円	
		(0 円)		(0 円)	
第5	所得割課税額48,600円以上57,700円未満	7,800 円		7,800 円	
		(0 円)		(0 円)	
第6	所得割課税額57,700円以上77,101円未満	9,000 円		9,000 円	
		(0 円)		(0 円)	